

議案第34号

磐田市立総合病院看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する  
条例の制定について

磐田市立総合病院看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を別紙  
のように制定するものとする。

令和6年2月15日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市立総合病院看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する  
条例

磐田市立総合病院看護師等修学資金貸与条例（平成23年磐田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「在学する卒業学年の」を「在学する」に改める。

第3条第2項中「貸与の決定の日の属する年度の4月から3月」を「貸与を決定した日の属する月から学校等を卒業した日の属する月（当該学校等の正規の修学期間内に限る。）」に改める。

第6条中「翌月の末日」を「翌月から起算して3月以内の期間」に改める。

第7条ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第8条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 管理者は、借受人の勤務期間が12月を経過した場合において、当該勤務期間が修学資金の貸与を受けた期間に達しなかったときは、第3条第1項に規定する月額に当該勤務期間として算出された月数を乗じて得た額を限度として、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

第9条第2項中「閏年」を「<sup>じゅん</sup>閏年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の磐田市立総合病院看護師等修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に貸与を決定した修学資金について適用し、施行日前に改正前の磐田市立総合病院看護師等修学資金貸与条例の規定により貸与を決定した修学資金については、なお従前の例による。

磐田市立総合病院看護師等修学資金貸与条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(貸与の対象)</p> <p>第2条 磐田市病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、予算の範囲内において、学校等に<u>在学する卒業学年の者</u>を対象とし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものの申請により、修学資金を貸与することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(貸与の額等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 修学資金の貸与期間は、<u>貸与の決定の日の属する年度の4月から3月</u>までの期間とする。</p> <p>3 略</p> <p>(返還)</p> <p>第6条 借受人は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該事由の生じた日（次条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときにあつては、当該猶予された期間が終了した日）の属する月の<u>翌月の末日</u>までに、貸与を受けた修学資金を一括して返還しなければならない。ただし、特に管理者が認めるときは、別に期限を定めて返還させることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(返還の猶予)</p> <p>第7条 管理者は、借受人が次の各号のいずれかの事由が継続するときは、当該事由が継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。ただし、当該事由の継続する期間が中断されたときは、<u>この限りではない</u>。</p>	<p>(貸与の対象)</p> <p>第2条 磐田市病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、予算の範囲内において、学校等に<u>在学する</u>者を対象とし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものの申請により、修学資金を貸与することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(貸与の額等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 修学資金の貸与期間は、<u>貸与を決定した日の属する月から学校等を卒業した日の属する月（当該学校等の正規の修学期間内に限る。）</u>までの期間とする。</p> <p>3 略</p> <p>(返還)</p> <p>第6条 借受人は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該事由の生じた日（次条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときにあつては、当該猶予された期間が終了した日）の属する月の<u>翌月から起算して3月以内の期間</u>までに、貸与を受けた修学資金を一括して返還しなければならない。ただし、特に管理者が認めるときは、別に期限を定めて返還させることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(返還の猶予)</p> <p>第7条 管理者は、借受人が次の各号のいずれかの事由が継続するときは、当該事由が継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。ただし、当該事由の継続する期間が中断されたときは、<u>この限りでない</u>。</p>

現行	改正案
<p>(1)～(3) 略</p> <p>(返還の債務の免除)</p> <p>第8条 略</p> <p>(追加)</p> <p><u>2</u> 略</p> <p>(延滞利息)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、<u>閏年</u>の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(返還の債務の免除)</p> <p>第8条 略</p> <p><u>2</u> 管理者は、借受人の勤務期間が12月を経過した場合において、当該勤務期間が修学資金の貸与を受けた期間に達しなかったときは、<u>第3条第1項に規定する月額に当該勤務期間として算出された月数を乗じて得た額を限度として、修学資金の返還の債務を免除するものとする。</u></p> <p><u>3</u> 略</p> <p>(延滞利息)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、<u>閏年</u><sup>じゅん</sup>の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>